



平成 23 年 3 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 R I S E
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 川畑喜代之
(J A S D A Q :コード番号 8836)
問 合 せ 先 コーポレート統括部
総務部長 杉山 顕 士
(T E L : 03-5283-0851)

株式併合および単元株式数の変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 3 月 30 日開催の取締役会において、平成 23 年 5 月 2 日に開催を予定している臨時株主総会に、下記のとおり普通株式、優先株式それぞれにおいて株式併合の実施および単元株式数を変更することについて付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 株式の併合

1. 過去の経緯および現状について

当社は、本業である不動産事業を強化するための不動産投資資金と、平成 10 年 4 月に立上げた液晶事業の事業資金および運転資金を確保する為に平成 10 年度から平成 20 年度までの間、主に転換者社債の発行と第三者割当てによる普通株式の発行および優先株式の発行により大規模なエクイティファイナンスを繰り返し、総額で約 554 億円の資金を調達し、650 百万株の株式を発行してきております。この結果、平成 9 年 3 月 31 日現在で発行済株式総数は 18,090,000 株でありましたが、普通株式は 453,343,970 株増加し、また、優先株式は 200,000,000 株増加し現在では、発行済株式総数が 671,433,970 株（普通株式総数 471,433,970 株、優先株式総数 200,000,000 株）という大量な数量となっております。しかしながら、不動産事業につきましては、不動産流動化事業を拡大する為に大型不動産案件に投資してきましたが、リーマンショックにより多額の損失を発生する結果となりました。また、液晶事業については、当社独自開発の FS 方式液晶ディスプレイを擁し事業を進めました。一方、業界環境は成長過程にありましたが、内外有力企業による技術革新が急ピッチで進められ、当社は多額の投資を余儀なくされたものの市場を確立することができず、平成 19 年 3 月に多額の損失を抱えての撤退の已む無きに至りました。株主の皆様の期待にお応えする業績を出すことができず、誠に申し訳なく深く反省しております。これらの結果を踏まえ、今後、確たる事業計画のないエクイティファイナンスは実施しない方針を考えております。また、今後、既存株主様の株主としての地位を失わせしめる企業行動は厳に慎んでまいり、経営基盤の強化と黒字体質への転換を目指し、株主・投資家の皆様の信頼を取り戻すよう努めてまいります。ついては、今回、下記に記載のように株式併合および単元株式数の変更を実施したく株主の皆様には、何卒ご理解とご支援のほど宜しくお願い申し上げます。

2. 発行済株式数および資本金の推移

年月日	発行済株式総 数増減額 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成 10 年 3 月 10 日	5,700,000	40,528,142	632	5,050	627	2,023
平成 11 年 3 月 31 日	9,636,672	50,164,814	1,800	6,851	1,769	3,793
平成 11 年 8 月 9 日	18,825,905	68,990,719	2,040	8,891	2,040	5,833
平成 12 年 9 月 19 日	4,810,114	73,800,833	1,900	10,791	1,900	7,733
平成 12 年 10 月 7 日	3,486,000	77,286,833	1,251	12,042	1,247	8,981
平成 14 年 8 月 20 日	—	77,286,833	—	12,042	△5,941	3,040
平成 15 年 3 月 31 日	15,495,725	92,782,558	1,440	13,482	1,440	4,480
平成 16 年 3 月 2 日	2,128,000	106,418,550	251	15,033	248	6,029
平成 16 年 3 月 31 日	13,461,116	108,371,674	1,550	15,283	1,550	6,279
平成 17 年 3 月 31 日	5,397,498	114,309,172	760	16,043	760	7,039
平成 17 年 8 月 1 日	—	114,309,172	—	16,043	△3,000	4,039
平成 18 年 3 月 31 日	58,578,050	172,887,222	4,350	20,393	4,350	8,389
平成 18 年 8 月 31 日	—	172,887,222	—	20,393	△3,200	5,189
平成 19 年 3 月 31 日	241,953,633	414,840,855	4,017	24,411	4,017	9,206
平成 19 年 7 月 3 日	56,593,115	471,433,970	700	25,112	700	9,907
平成 19 年 8 月 10 日	200,000,000	671,433,970	5,000	30,112	5,000	14,907
平成 20 年 8 月 1 日	—	671,433,970	△25,112	5,000	△14,907	—
平成 21 年 8 月 1 日	—	671,433,970	△3,000	2,000	—	—

3. 過去 5 期の当社の状況

経営指標等

回 次	第 60 期	第 61 期	第 62 期	第 63 期	第 64 期
決算年月	平成 18 年 3 月	平成 19 年 3 月	平成 20 年 3 月	平成 21 年 3 月	平成 22 年 3 月
売上高 (百万円)	24,161	17,446	15,451	6,250	2,057
経常損益 (百万円)	1,226	△7,723	△3,965	△3,512	49
当期純損益 (百万円)	790	△37,375	△5,846	△4,396	56
純資産額 (百万円)	32,676	2,642	8,177	3,780	3,836
総資産額 (百万円)	43,208	28,198	15,442	5,869	5,044
1 株当たり純資産額 (円)	190.06	6.37	△4.61	△15.07	△16.02
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益 (円)	5.16	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	75.6	9.4	53.0	64.4	76.1
自己資本利益率 (%)	2.8	△211.7	△108.1	△73.5	1.5
株価収益率 (倍)	23.6	—	—	—	—

4. 過年度のエクイティファイナンスの状況

過年度のエクイティファイナンスにつきましては、転換社債、第三者割当てによる普通株式の発行および優先株式の発行です。

年 月	資金調達額(百万円)	発行株式数 (株)	発行済株式総数 (株)
平成 10 年 3 月期中	1,710	9,636,672	27,726,672
平成 11 年 3 月期中	4,650	22,438,142	50,164,814
平成 12 年 3 月期中	3,000	18,825,905	68,990,719
平成 13 年 3 月期中	6,300	8,296,114	77,286,833
平成 14 年 3 月期中	0	0	77,286,833
平成 15 年 3 月期中	4,000	15,495,725	92,782,558
平成 16 年 3 月期中	4,100	15,589,116	108,371,674
平成 17 年 3 月期中	3,600	5,937,498	114,309,172
平成 18 年 3 月期中	11,750	58,578,050	172,887,222
平成 19 年 3 月期中	6,380	241,953,633	414,840,855
平成 20 年 3 月期中	10,000	256,593,115	671,433,970

※資金調達額と発行株式数に差異が生じている期があるのは、償還期限までに段階的に株式に転換していることによるものです。

5. 現在の当社株価の状況

株式会社大阪証券取引所の「JASDAQにおける有価証券上場規程」第47条第1項第2号および「業務規程、受託契約準則その他本所の規則の施行に伴う経過措置に関する規則」第4条第14項及び第15項第1号後段の規定により月間平均上場時価総額または月末上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3ヶ月以内に当該数値以上とならないとき、上場廃止となる旨規定されております。

当社の株価は、平成21年2月において、上場時価総額（月間平均上場時価総額）が、上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない状況になったことがあり、同年4月には数値以上となったため5月には当該規定に該当しなくなったことを開示いたしました。

以降、当社の株価は低水準ながら上場廃止基準に該当することなく推移してまいりましたが、平成23年2月の当社の株価は2円または1円が続くこととなり、同3月1日付の「当社株式の上場時価総額に関するお知らせ」にて開示のとおり、本年2月の株価が上記の月間平均上場時価総額が上場株式に2を乗じて得た数値に満たない場合に該当することとなりました。

6. 株式併合の目的

(1) 「売買単価の集約に向けた行動計画」の尊重

全国証券取引所では、「売買単価の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の売買単位を最終的に100株に集約することを目指しております。当社は、株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場に上場する企業として、全国証券取引所が目指している売買単価の集約を尊重し、当社株式の売買単位を現行の1,000株から100株に変更することを前提として、当該変更に伴う既存株主の皆様への不利益を最小限に留めつつ、今後の株式管理コスト（証券代行手数料など）及び当社の現状の投資単位の状況を勘案したうえで、当該変更と併せて、当

社株式の併合を行い現状の投資単位を維持することが適当と判断いたしました（当社株式の投資単位の状況は、「Ⅱ.3. 最近の投資単位の状況」をご参照下さい）。上記に加え、株券電子化によって株券提出や株券の印刷などが不要になったことなど、事務負担をはじめとする株式の併合及び単元株式数の変更にかかるコストも僅少であることから、これらを併せて行うことといたしました。

単元株式数の変更と本株式併合を同時に行うことで、新たに単元未満株主様が生じることもなく、理論的には投資単位にも変更が生じないことから、売買機会につきましては本株式併合の前後で変更は生じません。しかしながら、当社株式を 10 株未満という形で保有している株主様（以下、「10 株未満株主様」といいます。）にとりましては、本株式併合により株主たる地位が失われます。10 株未満株主様の数は 41 名で、その保有株式数は合計 65 株であり、平成 22 年 9 月 30 日現在の当社の株主総数 20,873 名に占める比率は 0.196%で、発行済株式総数 671,433,970 株に占める比率は 0.000%となります。

10 株未満株主様の人数及びその保有株式数が当社の株主総数及び発行済株式総数に占める比率がいずれも 1%未満であることから、市場に混乱を与える可能性や程度は極めて低いと考えておりますが、当社としては 10 株未満株主様を軽視するつもりは全くございません。従来どおり会社法に基づく単元未満株式の買取請求の機会を提供しつつ、最終的には金銭をお支払する形を取ることになりますが、10 株未満株主様全員に対して、ご希望があれば個別にご説明をする場を設けることも検討しております。

つきましては、売買単位の集約への動きに即し単元株式数の変更を行うものの、同時に同じ比率で本株式併合を行うため、既存株主様の不利益を最小限に抑えられる手法であると考えており、市場における当社株式の流通などに与える影響は少ないものと認識しております。

本株式併合につきましては、平成 23 年 5 月 2 日開催予定の臨時株主総会および優先株主による種類株主総会で株主の皆様のご判断に委ねることとなります。10 株未満株主様は、当該株主総会において議決権を行使できませんが、本株式併合は特定の株主様を優遇することや特定の株主様を排除することを目的として行うものではないことを、株主様には言葉を尽くした上でご理解頂きたいと考えとともに、企業努力により、株主様や投資家のご期待に沿ったグループ経営を行いたいと考えております。

（2）発行済株式数の適正化

①概要

当社の発行済株式総数は、株式会社大阪証券取引所 J A S D A Q 市場の上場企業の平均と比較して 37.41 倍と多く、また、時価総額 1 億円当たりの株式数の割合も同様に比較して 831.49 倍と高い割合になっております。本株式併合により発行済株式総数の適正化が図られ、1 株当たりの諸指標や株価をより解りやすくすることで、当社の状況に対する理解を深めることが可能となります。これにより、当社の株式が株式市場において一層適正に評価され、企業イメージの向上に資するものであると考えております。

②10 株未満の株式のみ所有の株主様の状況

今回の株式併合により当社の株主ではなくなる 10 株未満の株式のみ所有の株主様の状況は、平成 22 年 9 月 30 日現在 41 名でその所有株式数は 65 株となります。

③10株未満の株式のみ所有株主様が生じたと想定される事象

当社株式に10株未満の株式のみ所有の株主様が生じたと想定される一般的な事象として、当社株式が市場にて取引される場合1,000株単位となりますが、市場外での取引により単元未満株式が発生していると考えられます。また、当社において当該株主が生じたと想定される事象は、新株予約権の転換時や相続等などが該当するものと考えられます。新株予約権を行使する場合、会社对新株発行の請求を行ない、権利行使金額を支払うことで1株単位の新株が発行されます。これにより単元未満株式が生じております。

(3) 当社株価状況の改善

当社の株価は、「5.現在の当社株価の状況」に記載のように本年2月の株価が上記に記載の月間平均上場時価総額が上場株式に2を乗じて得た数値に満たない場合に該当することとなり3ヶ月以内に当該数値以上とならないとき、上場廃止となる状況であります。また本年4月からは、株価が10円未満となった場合において、3ヶ月以内に10円以上とならないときは、上場廃止となる基準が新たに設けられ、現状の当社の株価では当該基準にも抵触する状況であります。そのため、株価の状況を改善する方策の一つとして今回、株式併合を実施したいと考えております。

7. 株式併合の方法

平成23年5月18日(水曜日)をもって、平成23年5月17日(火曜日)の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に普通株式、優先株式それぞれ10株につき1株の割合を持って併合します。ただし、本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法234条及び235条に基づき、売却又は買取りを実施し、その代金を端数の生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配します。

8. 株式併合により減少する株式数

本株式併合前の当社発行済株式総数は平成22年9月30日現在の数値であり、本株式併合による減少株式数は、本株式併合により生ずる端株及び当該発行済株式総数に株式の併合割合を乗算した理論値であります。

株式併合前の当社発行済株式総数 671,433,970株(内、優先株式数200,000,000株)

今回の併合により減少する株式数 604,290,587株(内、優先株式数180,000,000株)

株式併合後の当社発行済株式総数 67,143,383株(内、優先株式数20,000,000株)

株式併合後の発行可能株式総数 165,000,000株(内、優先株式数20,000,000株)

9. 併合により減少する株主数

総株主数および当社発行済株式総数は平成22年9月30日現在の数値であり、株式の併合を行った場合、当該総株主数20,873名(優先株主数1名を含む)のうち、10株未満の株式のみ所有の株主様41名(その所有株式数の合計は65株)が株主たる地位を失うこととなります。(優先株主様は該当しません。)

なお、本株式併合と同時に併合比率に応じて単元株式数の変更を行うため、単元未満株式を保有する株主様の状況に変更は生じませんが、会社法192条の定めにより、当社の単元未満株

式を有する株主様は、当社株式取扱規程に定めるところにより、引き続き当社に対して、その単元未満株式の買取りを請求することができます。

平成 22 年 9 月 30 日現在の当社株主名簿の状況を前提とした株主構成の割合

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10 株未満	41 名（ 0.196%）	65 株（0.000%）
10 株以上	20,832 名（99.804%）	671,433,905 株（99.999%）

※1 10 株以上株式数には、10 株以上で 1 桁の株式を所有している株主様 16 名（その 1 桁の株式数合計 75 株）が含まれております。

※2 当社は自己株式 968,000 株を所有しており、株式併合後は 96,800 株になります。

10. 株式併合の条件

平成 23 年 5 月 2 日開催予定の優先株主による種類株主総会における「定款一部変更の件」、臨時株主総会における「定款一部変更の件」および「株式併合の件」が各々承認あるいは決議されることを条件としております。

II. 単元株式数の変更

1. 単元株式数の変更の理由および変更の内容

当社は「I. 株式の併合」でご説明いたしましたとおり、平成 23 年 5 月 2 日開催予定の臨時株主総会において 10 株につき 1 株の割合をもって株式の併合を行うことといたしました。しかしながら単に株式の併合を行うだけでは、投資単位が上がるのが想定されるだけでなく、単元未満株式を保有することとなる株主が増えることとなり、流通市場に混乱をもたらす又株主の皆様にも不利益をもたらす場合がございます。このような事態を最小限に留めるために、単元株式数を普通株式および優先株式ともに現在の 1,000 株から 100 株に変更することを目的に当該臨時株主総会において「定款一部変更の件（※）」を付議し単元株式数の変更を行うことといたしました。

なお、全国証券取引所における「売買単位の集約に向けた行動計画」で公表された内容において、平成 24 年 4 月以降、全ての上場会社が 100 株単位とすることを最終的な目標としていることから、今般の当社の単元株式数の変更はその主旨に則するものであると認識しております。

※「定款一部変更の件」については、本日付けで別途開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. 最近の投資単位の状況

直前事業年度の末日における最終価格をもとに算出した 1 売買当たりの価格	5,000 円
直前事業年度における日々の最終価格をもとに算出した 1 売買当たりの価格	4,033 円

※直前事業年度の末日は、平成 22 年 3 月 31 日です。

【参 考】

平成 23 年 2 月末日における最終価格をもとに算出した 1 売買当たりの価格	2,000 円
直近 1 年間の日々の最終価格をもとに算出した 1 売買当たりの価格	3,159 円

※平成 23 年 2 月末日における単元株式数は 1,000 株です。

※直近 1 年間の基準日は平成 23 年 2 月 28 日です。

3. 単元株式数の変更の条件

平成 23 年 5 月 2 日開催予定の臨時株主総会および優先株主による種類株主総会において、「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

Ⅲ. 株式の併合および単元株式数の変更の日程

平成 23 年 3 月 17 日（木曜日）	臨時株主総会基準日
平成 23 年 3 月 30 日（水曜日）	取締役会決議日
平成 23 年 5 月 2 日（月曜日）	臨時株主総会および優先株主による種類株主総会決議日
平成 23 年 5 月 2 日（月曜日）	株式併合公告日（電子公告）
平成 23 年 5 月 13 日（金曜日）	取引所売買単位変更日
平成 23 年 5 月 17 日（火曜日）	株式併合基準日
平成 23 年 5 月 18 日（水曜日）	株式併合の効力発生日
平成 23 年 5 月 18 日（水曜日）	単元株式数の変更の効力発生日

Ⅳ. 株式の併合を行った場合の株主様に対する当社の見解

今回の株式併合により、10 株未満の株式のみを所有している株主様が株主たる地位を失うような事態となりましたことを深くお詫びいたします。

今後は、既存株主様の株主としての地位を失わせしめる企業行動は厳に慎んでまいり、経営基盤の強化と黒字体質への転換を目指し、株主・投資家の皆様の信頼を取り戻すことで株価の向上に努めてまいります。

株主の皆様には、何卒ご理解とご支援のほど宜しくお願い申し上げます。

以 上